

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

ページ

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「様式第八号」を「様式第十条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条中「様式第七号」を「様式第九号」に改め、同条を第十四条とする。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同項第二号中「三百一の項」を「三百六の項」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第八条中「様式第六号」を「様式第八号」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条第二項中「様式第五号」を「様式第七号」に改め、同条を第十一条とする。

第六条中「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第四条各号」を「第二十六条各号」に、「様式第二号」を「様式第四号」に改め、同条を第九条とする。

第四条中「様式第一号」を「様式第三号」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第五条」を「第二十七条」に、「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第二条第一項及び同条第二項中「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「二百九十九の項1イ」を「三百四の項1イ」に改め、同条第三項中「第一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第六条とし、第一条の次に次の四条を加える。

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第二条 省令第一条第一項の表に掲げる図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定める縮尺によるものとする。

一 配置図 百分の一から千分の一まで

二 各階平面図 五十百分の一から四百百分の一まで

三 立面図 五十百分の一から四百百分の一まで

四 断面図又は矩計図 五十百分の一から二百百分の一まで

五 各部詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第一条第一項の計画書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第三条 前条の規定は、省令第二条第一項に規定する省令第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものについて準用する。

2 省令第二条第一項に規定する省令第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものには、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第四条 建築主又は国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の機関の長は、省令第三条に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更があったときは、完了検査の申請をするときに建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第一号)によりその旨を建築主事に報告しなければならない。

2 国等の機関の長は、省令第十一条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付を求めるときは、軽微な変更該当証明申請書(様式第二号)によりその旨を知事に申請しなければならない。(建築物の建築に関する届出)

第五条 省令第十二条第一項の各階平面図及び断面図の縮尺は、次に定める縮尺によるものとする。

一 各階平面図 五十分の一から四百分の一まで

二 断面図 五十分の一から二百分の一まで

2 省令第十二条第一項の届出書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

3 前項の規定は、省令第十二条第二項に規定する同条第一項に規定する図書のうち変更に係るものについて準用する。

4 省令第十二条第二項に規定する同条第一項に掲げる図書のうち変更に係るものには、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

様式第八号中「(第11条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第七号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第六号中「(第8条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同様式を様式第八号とする。

様式第五号中「(第7条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第四号中「(第7条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第三号中「(第6条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「(第5条関係)」を「(第9条関係)」に、「第4条各号」を「第26条各号」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第一号中「(第4条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第三号とし、附則の次に

次の二様式を加える。

様式第一号 (第4条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(第1面)

建築物主事	殿	年 月 日
	申請者氏名	印
建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。		

(1) 建築物等の名称

(2) 建築物等の所在地

(3) 省エネ適合判定年月日・番号

(4) 変更の内容

- A 省エネ性能が向上する変更
- B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
- C 再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更 (計画の抜本的な変更を除く。)

(5) 備考

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
担当者印	

(備考)

- 1 この説明書は、完了検査申請の際に、建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。
- 2 (4)変更の内容のAに✓印を付した場合には第2面に、Bに✓印を付した場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cに✓印を付した場合には軽微変更該当証明書及びその交付申請に添付した図書を添付してください。
- 3 ※欄は記入しなくても構いません。

〔A 省エネ性能が向上する変更〕

(第2面)

変更する事項の□に✓印を付すこと。

- ① 建築物の高さ又は外周長の減少
- ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
- その他 ()

□に✓印を付した事項に係る具体的な変更内容の記載欄

添付図書等

(備考)
 変更する事項すべての□に✓印を付し、その具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

〔B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更〕

(第3面)

変更前のBEI = () ≤ 0.9

変更となる設備の概要

空気調和設備 ()

変更内容記入欄

機械換気設備 ()

変更内容記入欄

照明設備 ()

変更内容記入欄

給湯設備 ()

変更内容記入欄

太陽光発電 ()

変更内容記入欄

添付図書等

(備考)
 変更する設備のすべての□に✓印を付し、その概要を変更内容記入欄に、必要事項を第3面別紙に記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第3面 別紙)

【空気調和設備関係】

次に掲げる(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する仕様の変更 (イ)又は(ロ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)

(イ) 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 フライントの有無
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ロ) 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

平均熱源効率 (暖房平均COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第3面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する仕様の変更 (イ)又は(ロ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)

(イ) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ロ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)
変更前・変更後の床面積
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)
変更前・変更後の床面積
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

〔照明設備関係〕

(第3面 別紙)

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる仕様の変更（次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。）

単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	変更後 ()	増加率 () %
室用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	変更後 ()	増加率 () %
室用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力	変更後 ()	増加率 () %

〔給湯設備関係〕

(第3面 別紙)

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる仕様の変更（次に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。）

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の平均効率	変更後 ()	減少率 () %
湯の使用用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の平均効率	変更後 ()	減少率 () %
湯の使用用途 ()	<input type="checkbox"/> 機器の仕様変更	<input type="checkbox"/> 台数の増減	変更前・変更後の平均効率	変更後 ()	減少率 () %

〔太陽光発電関係〕

(第3面 別紙)

次に掲げる(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する仕様の変更 (ウ)又は(ニ)に掲げる仕様の変更以外のエネルギー消費性能が向上する仕様の変更がある場合にあつては、当該仕様の変更を含む。)

(イ) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量
変更前 システム容量の合計値 ())
変更後 システム容量の合計値 ())
変更前・変更後のシステム容量減少率 ()) %

(ウ) パネル方位角について30度を超えない変更であつて、かつ、傾斜角について10度を超えない変更

パネル番号 ())
パネル方位角 30度を超えない変更 ())度変更
パネル傾斜角 10度を超えない変更 ())度変更

パネル番号 ())
パネル方位角 30度を超えない変更 ())度変更
パネル傾斜角 10度を超えない変更 ())度変更

様式第2号 (第4条関係)

軽微変更該当証明書

(第1面)

宮城県知事 殿

年 月 日

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更にあつては、事実を相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

※ 受付 欄	※軽微変更該当証明書 番号欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
担当者印	担当者印	

(備考)

※欄は記入しないでください。

【建築主等に関する事項】

(第2面)

【1 建築主】

- 【イ 氏名のフリガナ】
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 郵便番号】
- 【ニ 住所】
- 【ホ 電話番号】

【2 代理人】

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ヘ 電話番号】

【3 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ヘ 電話番号】
- 【ト 作成した設計図書】

(その他の設計者)

- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ヘ 電話番号】
- 【ト 作成した設計図書】
- 【イ 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【2 郵便番号】

- 【ホ 所在地】
- 【ヘ 電話番号】
- 【ト 作成した設計図書】

【イ 資格】

- () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ 氏名】
- 【ハ 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ 郵便番号】
- 【ホ 所在地】
- 【ヘ 電話番号】
- 【ト 作成した設計図書】

【4 確認の申請】

- 申請済 ()
- 未申請 ()

【5 備考】

(第3面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

【建築物及びその敷地に関する事項】

【1 地名地番】	
【2 敷地面積】	m ²
【3 建築面積】	m ²
【4 延べ面積】	m ²
【5 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8 構造】	造 一部 造
【9 該当する地域の区分】	地域
【10 工事着手 (予定) 年月日】	年 月 日
【11 工事完了 (予定) 年月日】	年 月 日
【12 備考】	

(第4面)

【1 付近見取図】

【2 配置図】

〔非住宅部分に関する事項〕

(第5面)

【1 非住宅部分の用途】

【2 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ 新築】

【ロ 増築】

【ハ 改築】

(全体)	(m ²)	()	(m ²)
(増築部分)	(m ²)	()	(m ²)
(全体)	(m ²)	()	(m ²)
(改築部分)	(m ²)	()	(m ²)

【3 基準省令附則第3条の適用の有無】

竣工年月日 年 月 日 竣工

有 無

【4 非住宅部分のエネルギー消費性能】

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

【5 備考】

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。